

平成20年第4回尾鷲市議会定例会会議録

平成20年12月19日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成20年12月19日(金)午後1時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第65号 平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について
- 日程第 3 議案第66号 平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の議決について
- 日程第 4 議案第67号 平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第 5 議案第68号 平成20年度尾鷲市病院事業会計補正予算(第2号)の議決について
- 日程第 6 議案第69号 平成20年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第 7 議案第70号 尾鷲市交通安全対策事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第71号 市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第72号 尾鷲市道路線の認定について
- 日程第10 議案第73号 尾鷲市道路線の変更について
- 日程第11 議案第75号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第12 請願第 6号 自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願
- 日程第13 陳情第 3号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第14 発議第12号 尾鷲市議会議員政治倫理条例の制定について
(質疑、討論、採決)

出席議員（15名）

1番	神保美也	議員	2番	内山鉄芳	議員
3番	三鬼孝之	議員	4番	田中勲	議員
5番	真井紀夫	議員	7番	三鬼和昭	議員
8番	高村泰徳	議員	9番	與谷公孝	議員
10番	端無徹也	議員	11番	濱中佳芳子	議員
12番	北村道生	議員	13番	村田幸隆	議員
14番	濱口文生	議員	15番	中垣克朗	議員
16番	南靖久	議員			

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	奥 田 尚 佳 君
会計管理者兼出納室長	湯 浅 英 男 君
市長公室長	栗 藤 和 治 君
総務課長	川 口 明 則 君
防災危機管理室長	小 倉 宏 之 君
税務課長	世 古 正 太 郎 君
福祉保健課長	宮 本 忠 明 君
環境課長	楠 文 治 君
環境課廃棄物・資源リサイクル担当調整監	佐々木 進 君
市民サービス課長	山 下 恭 徳 君
建設課長	北 村 都 志 雄 君
新産業創造課長	奥 村 英 仁 君
水産農林課長	岩 出 育 雄 君
水道部長	川 端 直 之 君
尾鷲総合病院事務長	大 倉 良 繁 君
尾鷲総合病院総務課長	大 川 一 文 君
尾鷲総合病院医事課長	世 古 讓 治 君
教育委員	千 種 良 子 君
教育長	田 中 稔 昭 君

教育委員会教育総務課長	吉	澤	壽	朗	君
教育委員会生涯学習課長	三	木	正	尚	君
教育委員会学校教育担当調整監	玉	津	勲	哉	君
監 査 委 員	濱	田	俊	次	君
監 査 委 員 事 務 局 長	濱	野	薫	久	君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	山	本	和	夫
議 事 ・ 調 査 係 長	内	山	雅	善
議 事 ・ 調 査 係 主 査	竹	平	專	作

〔開議 午後 1時00分〕

議長（三鬼和昭議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において3番、三鬼孝之議員、4番、田中勲議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第65号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」から、日程第11、議案第75号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」までの計10議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました10議案につきましては、所管の常任委員会に付託をしてご審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔3番（三鬼孝之議員）登壇〕

3番（三鬼孝之議員） ご報告申し上げます。私も生活文教常任委員会に付託になりました議案第65号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、第1条歳入、第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第1項県負担金、第2項第2目民生費県補助金、第3目衛生費県補助金、第8目教育費県補助金、第3項委託金、第16款寄附金、第1項第2目民生費寄附金、第19款諸収入、第5項第1目第2節雑入のうち、紀北広域連合前年度精算金、三重県交通災害共済事業基金分配金、歳出、第2款総務費、第1項第1目一般管理費、5、情報化推進事業、第8目出張諸費、第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費のうち、第1項第1目社会福祉総務費、5、国民健康保険事業特別会計繰出金、第12目後期高齢者医療費を除く、第4款衛生費、第1項保健費、第2項衛生費、第3項環境衛生費、第9款教育費、第2条第2表債務負担行為補正のうち、クリーンセンター施設運転保守管理包括業務委託料、議案第66号「平成20年度尾鷲市国民健康保険事

業特別会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第67号「平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第68号「平成20年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」、議案第75号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」、以上、5議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告を申し上げます。

去る12月18日、午前10時より、市長、教育長、病院事務長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明徴収を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました全議案について、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼和昭議員） 次に、総務産業常任委員会、真井紀夫委員長。

〔5番（真井紀夫議員）登壇〕

5番（真井紀夫議員） 総務産業常任委員会に付託になりました議案第65号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」のうち、第1条歳入、第8款地方特例交付金、第9款地方交付税、第11款分担金及び負担金、第1項分担金、第14款県支出金、第2項第1目総務費県補助金、第4目農林水産業費県補助金、第6目土木費県補助金、第15款財産収入、第16款寄附金、第1項第6目一般寄附金、第19款諸収入、第4項受託事業収入、第5項第1目第2節雑入のうち、尾鷲産材振興助成金、三重県発注測量・設計業務等入札談合に係る損害賠償金返還金、生活年金プラン事務費、派遣職員人件費、第20款市債、歳出、第1款議会費、第2款総務費、第1項第1目一般管理費、細目1、特別職及び職員人件費、細目2、人事管理経費、細目7、庁舎管理経費、細目50、臨時職員経費、第3目財産管理費、第5目企画費、第12目防災費、第13目諸費、第2項徴税费、第4項選挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費、第3款民生費、第1項第1目社会福祉総務費、細目5、国民健康保険事業特別会計繰出金、第12目後期高齢者医療費、第4款衛生費、第5項上水道費、第5款農林水産業費、第6款商工費、第7款土木費、第8款消防費、第2条第2表債務負担行為補正のうち、総合住民情報システム納税通知書印刷業務委託料、公共ネットワークサービス提供装置借上料、第3条第3表地方債補正、議案第69号「平成20年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」、議案第70号「尾鷲市交通安全対策事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制

定について」、議案第71号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」、議案第72号「尾鷲市道路線の認定について」、議案第73号「尾鷲市道路線の変更について」、以上、6議案について、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

去る12月17日、午前10時より、市長及び関係課長等の出席を求め、詳細なる説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第73号の計5議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議案第65号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず最初に、日程第2、議案第65号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する各委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（三鬼和昭議員） 起立多数であります。

よって、議案第65号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第66号「平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第66号「平成20年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第67号「平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手多数であります。

よって、議案第67号「平成20年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第68号「平成20年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第68号「平成20年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第69号「平成20年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第69号「平成20年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第70号「尾鷲市交通安全対策事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第70号「尾鷲市交通安全対策事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第71号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第71号「市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第72号「尾鷲市道路線の認定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第72号「尾鷲市道路線の認定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第73号「尾鷲市道路線の変更について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第73号「尾鷲市道路線の変更について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第75号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（三鬼和昭議員） 挙手全員であります。

よって、議案第75号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、請願第6号「自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願」及び日程第13、陳情第3号「高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情」についてを一括議題といたします。

ただいま議題の請願及び陳情につきましては、所管の常任委員会に付託してご審査願っておりますので、その経過並びに結果について委員長の報告を求めます。
生活文教常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔3番（三鬼孝之議員）登壇〕

3番（三鬼孝之議員） 生活文教常任委員会に付託されました請願第6号「自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願」、陳情第3号「高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情」、以上2件につきまして、慎重に審査いたしました結果、請願、陳情ともにその趣旨を妥当と認める意見が多く、採決の結果、賛成多数をもって採択すべきものと決しました。

なお、請願第6号「自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とする意見書を国に提出を求める請願」につきましては、審査の経過の中で、政府は法律施行後5年以内に状況を勘案し、法律に規定する保険業にかかわる制度について検討を加え、必要があると認めるときは所要の処置を講ずるという点と奥の深い内容となることから、継続審査とすることを求める意見が出されたことを申し添えておきたいと思っております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（三鬼和昭議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼和昭議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採否の決定を行います。

日程第12、請願第6号「自主的な共済制度を新保険業法の適用除外とする意

見書を国に提出を求める請願」についての採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(三鬼和昭議員) 挙手多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

ただいま採択となりました請願第6号につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第13、陳情第3号「高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情」の採否の決定を行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(三鬼和昭議員) 挙手多数であります。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

ただいま採択となりました陳情第3号につきましては、関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第14、発議第12号「尾鷲市議会議員政治倫理条例の制定について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の発議の朗読をいただきます。

事務局長。

(事務局長 朗読)

議長(三鬼和昭議員) この政治倫理条例につきましては、市政が市民の厳格な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、尾鷲市議会議員の倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の意識の向上及び確立に努め、もって健全で民主的な市政の発展に寄与することを目的に制定するものでございます。

ただいまの議題につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(三鬼和昭議員) ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決を行います。

日程第14、発議第12号「尾鷲市議会議員政治倫理条例の制定について」は、

原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(三鬼和昭議員) 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長よりごあいさつがあります。

市長。

〔市長(奥田尚佳君)登壇〕

市長(奥田尚佳君) 議員の皆様、大変お疲れさまでございました。

去る12月8日の開会以来、ご提案を申し上げました「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第5号)の議決について」を始めとする各種重要案件につきましては、終始慎重にご審議をいただき、いずれもご承認賜りまして、まことにありがとうございました。

特に、6月議会におきまして私の説明不足等で認めていただけなかった市長の退職金廃止の条例改正につきましては、今回お認めをいただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

審議の中におきまして、いろいろご指摘、ご意見等ありました点につきましては、今後、執行に当たりまして十分心してまいりたいと存じますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが閉会のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

議長(三鬼和昭議員) 去る12月8日開会以来、長い間まことにご苦労さまでした。

これをもちまして平成20年第4回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 1時26分〕